◇「公民館運営審議会委員」関係法令

●社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)

(公民館運営審議会)

- 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議 するものとする。
- 第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法 人の役員をもつて充てるものとする。

●上尾市立公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)

(運営審議会)

- 第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市公民館運営審議会「以下「審議会」という。)を 置く。
- 2 審議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●上尾市公民館運営審議会規則(昭和60年上尾市教育委員会規則第5号)

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、上尾市立公民館条例(昭和 6 0 年上尾市条例第 8 号)第1 2 条の規定に基づき、 上尾市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (任務)
- 第2条 審議会は、上尾市立公民館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、公民館における各種 の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、年4回定例に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

◇上尾市公民館運営審議会委員 名簿

任期:平成22年6月13日から平成24年6月12日まで

氏 名	役職名等	備考
近藤 博昭	社会教育関係者	
関根 伸光	社会教育関係者	
渡辺 幸子	社会教育関係者	
岡田 良一	社会教育関係者	
神田喜美代	学識経験者	
大木 重子	学識経験者	
國嶋 一矩	学識経験者	
本田 耕作	学識経験者	
山尾三枝子	社会教育関係者	
榎本 求	学識経験者	
大木キョ子	学識経験者	
浅山 一夫	学識経験者	
関根とし子	社会教育関係者	
土屋進	上尾市立上平中学校長	